

発達障害※¹のある児童生徒に対する学校及び 教育機関・行政機関の対応について

—静岡県総合教育センター等の取組を通して—

杉本寿久

1 はじめに

グローバル化や情報化、少子高齢化など社会の急激な変化に伴って子どもたちを取り巻く環境が大きく変化し、学校においては、いじめや不登校への対応、学力の向上、特別支援教育の充実、ICTの活用など、様々な課題が山積し、その対応に苦慮している。特に発達障害のある児童生徒への対応は、特別支援教育についての知識や経験の少ない通常の学級の教員にとっては大きな不安であり負担ともなっている。

「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」（2012 文部科学省）において、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合は6.5%であり、小学校で7.7%（1年9.8%、2年8.2%、3年7.5%、4年7.8%、5年6.7%、6年6.3%）、中学校で4.0%（1年4.8%、2年4.1%、3年3.2%）と報告されている。割合だけで考えると特別な教育的支援を必要とする児童生徒が各学級に1～2人程度は在籍していることになる。また、学年ごとの推移に対して、「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査協力者会議」は「学年進行とともに学習面の困難自体が解消していくことを示してはいいないことに留意する必要がある。」「周囲の教員や児童生徒の理解が深まり、そのことが適切な対応につながり、当該児童生徒が落ち着く可能性がある。」「学年が上がるにつれ、学校における生活経験を積む、友人関係ができる、あるいは、部活動にやりがいを見いだすなどにより、当該児童生徒が学校に適應できるようになる可能性がある。」「低学年では、学習面や行動面の問題は見えやすいが、高学年になるにつれて様々な問題が錯綜し見えにくくなる可能性がある。」といったコメントを付している。

具体的な分析は今後の研究を待つとしても、すでにこのような実態に直面している学校現場では、不安を抱えつつも待たなしの取組が進められているのが現状である。

ここでは、通常の学校における発達障害のある児童生徒への対応について、学校や児童生徒をより効果的に支援できる方策を探るべく取り組んだ静岡県総合教育センターでの実践研究を通して、そのあり方を考えていきたい。

このような取組を進める中、2017年1月20日に総務省行政評価局から「発達障害者支援に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」が出され、文部科学省及び厚生労働省に対し、自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害、学習障害などの早期発見や支援計画など「発達障害」のある児童生徒の支援に関する行政評価・監視調査の結果に基づく改善が指示された。

これを受けて、文部科学省及び厚生労働省は、2017年6月22日付で、それぞれ「発達障害児の早期発見の重要性」「個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成対象者」「個別の教育支援計画及び個別の指導計画の適切な引継ぎ」「関係機関との連携」について徹底するよう指示を出したところである。

このような状況を踏まえ、就学前から子どもたちの発達を支えている行政機関等の具体的な取組を確認しながら学校との連携等のあり方についても考え、発達障害への対応について、関係する機関の取組を総括的にとらえ

たい。

なお、私自身がかつて携わった静岡県総合教育センターでの取組を紹介しつつ研究を進める。

2 ユニバーサルデザインの考え方を生かした教育の推進 —静岡県総合教育センターにおける取組を通して—

「特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議」の報告「今後の特別支援教育の在り方について」（2003 文部科学省）において、知的発達に遅れはないものの学習面や行動面で著しい困難がある児童生徒の割合が 6.3%であることが示され、特殊教育から特別支援教育への転換を図ることが提言された。その後、学校教育法が一部改正されて特別支援教育がスタートし、制度的な支援が進められた。特別支援教育では、一人一人の教育的ニーズを把握し自立や社会参加を目指して指導及び支援を行うことに重点を置いており、特殊教育対象の児童生徒だけでなく、幼稚園、小学校、中学校、高等学校などの通常の学級に在籍している発達障害のある児童生徒を新たに対象とし支援していくこととなった。発達障害のある児童生徒は 2012 年の調査で 6.5%となっていることは前述の通りである。

これに対して学校現場では、通常の学級の担任には発達障害についての十分な知識や経験が少なく指導が難しいことや級外等の教員数が十分でないことなどから、その対応に困難さを感じており授業等様々な活動に支障が生じることもあった。また、多忙化が叫ばれる中、教員の精神的・身体的な負担も大きくなっていた。

このような状況に鑑み、静岡県教育委員会では、通常の学級における発達障害への対応を施策の重要な柱として考えていたが、通常の学級は義務教育課の所管であるが課内に発達障害等特別支援教育の専門家がいないこと、一方で特別支援教育課は特別支援学校を所管し特別支援教育の専門家はいるが、通常の学級は所管外であることから、どこが中心となって進めていくかが課題であった。そこで、組織改編に合わせて、より柔軟に支援しやすい静岡県総合教育センター専門支援課特別支援班に特別支援教育の専門家を発達障害担当として配置し、幼稚園、小学校、中学校、高等学校などの通常の学級における発達障害のある児童生徒への対応を専門的に支援することとした。

静岡県総合教育センターでは、通常の学級における発達障害のある児童生徒への対応について、教員の困り感を解消し、対象となる児童生徒への支援を進めるために具体的な支援方法などを実践的に研究し、対応方策を示した。

具体的には「ユニバーサルデザインの考え方を生かした教育」の推進を研究課題として、学校の実態調査を通して「ユニバーサルデザイン」への期待度を把握し、研究協力校でのアクションリサーチを踏まえながら、困り感が顕著に表れる授業に焦点を当てるとともに、授業の基盤となる学級での生活環境の整備にも対応した「授業づくりモデル」を作成した。そして、これらをリーフレットにまとめ、「生活しやすい環境づくり」と「『分かる』『できる』授業づくり」を中心に積極的な支援を展開しているところである。

「生活しやすい環境づくり」としては「教室の環境整備をする」「学習の準備の仕方を決める」「学級内のルールを『見える化』する」「温かい学級づくりを進める」を、「『分かる』『できる』授業づくり」としては「教員の話し方、発問、指示の工夫」「板書やノート、ファイルの工夫」「教材・教具の工夫」「気になる児童生徒の視点に立って指導の工夫をする（『焦点化』『視覚化』『共有化』）」を具体的な支援方法として示した。

(1) 静岡県総合教育センターにおける取組

①ユニバーサルデザインの考え方を生かした授業の先進事例

- ・A 市教育委員会では、特別支援教育を「包み込むモデル」としてとらえており、集団での指導は学級環境から学校環境、地域環境へと階層的に支援するなどの工夫がなされている。
- ・B 小学校（A 市の研究推進校）では、「ユニバーサルデザインの考え方はこれまでの知識注入型や叱責型の授業からの脱却に有効である」「学びにくさのある児童生徒にとって参加しやすい授業、わかりやすい授業は、すべての児童生徒にとって参加しやすい授業、わかりやすい授業である」との考えで指導が進められている。

〔取組〕 発問の焦点化，活動の焦点化，課題意識の焦点化，評価の焦点化，内容の見える化，論理の見える化，考えの共有化，考えの高め合い，情報量の精選，教室内の整理整頓，カーテンの開閉による刺激の調整，掲示物の内容の統一

②ユニバーサルデザインの考え方を生かした授業実践（静岡県内の小学校）

- ・C 小学校では，授業における様々な工夫に合わせ，発達障害のある児童の弱みと強みを確実に把握し，授業のねらいに迫るための手立てを考え，授業に盛り込んでいる。

〔取組〕 板書の構造化，読み方の工夫，視覚化の工夫，ワークシートの工夫

- ・D 小学校では，「ユニバーサルデザインの考え方が広がるにつれて『焦点化』『共有化』『視覚化』が目的になってしまっていることを危惧する」といった意見が出され，「『授業のユニバーサル化』はあくまでも手段で，すべての児童生徒が『分かる』『できる』ことが目的である」という考えで指導が進められている。

〔取組〕 スイッチ音読，選択肢を用いた予想，空欄を用いた読解，心情変化の図，動作化，ペア学習

【調査からの考察】

- ・ユニバーサルデザインの考え方を生かした取組のポイントは，発達障害のある児童生徒の困難さに配慮した学校及び学級環境を整える「生活のしやすさ」への支援とつまずきに配慮した「授業づくり」である。
- ・「組織的に取り組む」「生活づくり」「授業づくり」をキーワードとして取り組むことで，「児童生徒の落ち着き」や「授業の質の向上」等の成果をもたらしている。
- ・すべての児童生徒が「分かった」「できた」と感じることができる「学びの実感」を積み重ねることができるとような授業づくりが大切である。

③児童生徒の実態及び発達障害への対応状況に関するアンケート調査の実施

先進事例及び授業実践の調査結果を踏まえ，県内各学校における児童生徒の実態及び発達障害への対応状況等を把握し，支援のための資料を作成することを目的としてアンケート調査を実施した。（資料1）

調査：「通常の学級における特別支援教育の推進に係わる調査」（2014年7月実施）

対象：静岡県内の小学校319校，中学校168校，高等学校115校（静岡市，浜松市の小学校，中学校は含まない）

回答：学校長及び特別支援教育コーディネーター

【アンケート調査結果からの考察】

- ・通常の学級で指導の困難さを感じる児童生徒が増加している。
- ・特別支援教育や発達障害に関する校内研修会を実施し，障害特性の違いや具体的な指導方法を学ぶ機会を設けているが，もっと学びたいと感じている特別支援教育コーディネーターが90%以上おり，学校教育にユニバーサルデザインの考え方を導入することへの期待感も高い。
- ・ユニバーサルデザインの考え方を学校経営や研修に導入している学校の90%以上が効果があると回答している。ユニバーサルデザインの考え方を導入することは，在籍する発達障害のある児童生徒を含むすべての児童生徒や指導する教職員にとって有効である。

④「授業づくりモデル」の検証（研究協力校での実践）

- ・E 小学校では，全教員がユニバーサルデザインの考え方を生かした教育の実践に「効果があった」と回答している。成果としては，「山場の設定や動作化，視覚化，ペア学習により，児童の意欲的な姿が引き出せた」「集中して注目する時間が増えた」「気になる児童が参加するようになった」などが挙げられている。研究授業後の協議では，「気になる児童の実態をよく把握するようになった」「どの児童も教師の話に集中できるようになった」「教室環境を整えることで生活が落ち着いてきた」といった意見が出された。一方で，参加した中学校の教員からは，「ユニバーサルデザインの考え方を生かした授業では，教科の課題のレベルを下げることに繋がらないか」といった疑問も投げかけられた。
- ・F 中学校では，ユニバーサルデザインの考え方を生かした教育の実践に「効果があった」と回答した教員が97%であった。この学校では口頭でのやりとりの多い授業から視覚的な支援を充実させ，どの生徒にも情報が届く取組が充実している。

- ・G 中学校では、ユニバーサルデザインの考え方を生かした教育の実践に「効果があった」と回答した教員が89%であった。「板書の仕方の徹底やコの字型の授業に学校として取り組んだことで視覚的支援の意識化やペア学習等の共有化が充実した」との意見が出された。一方で、「実践していることとユニバーサルデザインの考え方を生かした教育との関係が理解できない」「小集団指導での話し合いの設定方法が分からない」といった指導方法の難しさについての意見も出された。
- ・H 小学校では、ユニバーサルデザインの考え方を生かした教育の実践に「効果があった」と回答した教員が87%であった。「チョークの色の統一や絵や写真を活用した視覚化への取組により児童の集中力が高まった」「学級環境を整えたことの効果が大きく支援が必要な児童が落ち着いて授業に参加できるようになった」といった意見が出された。

⑤リーフレット「ユニバーサルデザインでみんな楽しい！みんな分かる！みんなできる！」の作成

これまでの調査結果やアンケートの結果、研究協力校での実践から、ユニバーサルデザインの考え方を生かした教育は特別な教育的支援を必要とする児童生徒の教育に有効であると判断し、「授業づくりモデル」を基にリーフレットを作成して支援のための情報を提供することとした。作成したリーフレット「ユニバーサルデザインで みんな楽しい！みんな分かる！みんなできる！」（資料2）はチェックリストを入れるなど具体的な支援方法を解説して教員個々の理解度を高めるとともに、校内研修での活用など学校全体で意識を持って取り組んでもらうことを期待して、全教員に配布した。併せて、WEBにより解説動画も配信している^{※2}。

⑥ユニバーサルデザインの考え方を生かした授業づくりの検証1（研修会、リーフレットの活用）

ユニバーサルデザインの考え方を生かした授業づくりやリーフレットの活用について、研修会への参加者から意見を聴くなどして効果等の検証を行った。

〔ユニバーサルデザインの考え方を生かした授業づくりの研修会、学校等支援研修等〕

- ・小学校での積極的な取組が目立ち、研修会への参加や校内研修への支援要請が急増した。また、研修に参加した多くの学校でリーフレットを活用した研修が効果的に実施されていることが確認された。一方で、中学校や高等学校での取組は今一步であった。その背景には、小学校では学級担任が自らの学級の多くの授業を担当し学級経営（学級づくり）と学級での授業とが重なっていて、その両方の要求を満たすユニバーサルデザインの考え方を生かした授業づくりへの関心が高まったこと、もう一つには、児童生徒の発達段階の違いによるもので小学校段階では、「分かった」「できた」という実感が自己肯定感につながりやすく、積極的に授業に参加する姿を引き出しやすいことがあると考えられる。
- ・大学の教職員を対象とした研修会において、「大学等では発達障害など『目に見えない障害』については、申告がないと把握やアプローチが難しく学生を支援する現場での大きな課題となっている」「大学では入学直後から適切な支援が必要であることから高等学校との支援に関する情報共有のあり方の検討等高大連携が重要である」といった意見が出された。

⑦ユニバーサルデザインの考え方を生かした授業づくりの検証2（研究協力校での調査）

研究協力校におけるユニバーサルデザインの考え方を生かした授業づくりについて、質問紙による調査を実施し、効果等の検証を行った。

調査：第1回（2015年7月） 第2回（2015年11月）

対象：研究協力校（小学校6校、中学校4校、高等学校3校）270人

〔組織としての取組〕

- ・2回の調査ともに7割の教員が意識の変化があったと回答している。また、高等学校の例では、特別支援教育コーディネーターが中心となって、つまずきのある生徒を理解し支援するために全教員でユニバーサルデザインの考え方を生かした授業づくりの研修を行ったり、互いの授業を公開し授業力向上を目指すなどの取組を行っており、その結果、2回目の調査では「意識の変化がなかった」との回答がゼロになったことが報告されている。

〔教員の意識の変化〕

- ・「リーフレットのチェックリストの項目で意識が低いものに意識して取り組んだ」などリーフレットの活用

が報告された。

- ・授業における生徒の指導では、「児童生徒の得意不得意を把握するようになった」「『分かるはず』と思わず丁寧に対応するようにした」「一人一人に合わせた対応をするようになった」「生徒を個別に意識することが増え『何か困っているのでは?』という視点を持つようになった」といった変化が報告されている。
- ・授業における教科の指導では、「目標や活動を精選するようになった」「児童生徒が考えやすい課題を設定し全員が意見を共有する場を作るようになった」「目的に合わせて授業の形態を変え話し合いの機会を設けるようになった」「1つ1つの事柄を丁寧に話すようになった」「説明の中で繰り返し理解の確認を心掛けるようになった」といった変化が報告されている。
- ・日常生活においては、「守るべきルールを『見える化』した」「机上のノート、教科書、筆記用具の置き方を指導した」「どの児童生徒にも居場所があると感じられるような学級づくりを心がけた」といった取組が報告がされている。
- ・改めて、「小学校から高等学校まで、指導を統一していくことが大切であると思うようになった」との意見も出されている。

[生徒の変化 (I 高等学校)]

- ・日常生活における様々な配慮により「生徒が生活しやすくなったと感じる」との意見が出されている。
- ・授業における指導では、「板書を見やすくすることで、今何の活動をしているのかが分かり生徒が活動しやすくなった、また、ノートもきれいにまとめられており理解度も上がった」「『どこまでやるのか』『何をするのか』と聞いてくる生徒はいなくなった」「生徒の理解が早くなった」といった意見が出されている。さらに、「耳からの情報だけでは理解が深まらなかった生徒が、視覚に訴えることで意欲的に取り組むようになった」「長い指示をやめたことで、落ち着きのなかった生徒も集中して活動することができるようになった」「生徒の活動する時間が増え、主体的な授業になった」との意見が出され、「指示がしっかり通るようになった」「私語が少なくなった」といった意見も出されている。
- ・「授業後の感想に『質問したら恥ずかしいと思うことをポロツと言うと、丁寧に解決法も示してくれたので分からないことは質問するようにしたし、分かりやすかった』とあり、生徒がどこでつまづくのかを理解しようとし、わかりやすくアドバイスした自分自身の意識変化による結果だと思う」といった意見も寄せられている。

【調査からの考察】

- ・教員の高い意識を維持するためには、キーパーソンの存在や、校内研修会のような全教員が情報を共有する場、授業研究会のような実践を振り返ることができる場を設定することが有効である。

(2) 静岡県総合教育センターにおける取組に対する分析と考察

静岡県総合教育センターでは、実践的研究の成果を踏まえてリーフレットを作成し「ユニバーサルデザインの考え方を生かした教育」の導入を進めてきた。これらの取組について、異なる視点から再分析してその効果と課題を明確にし、学校や児童生徒をより効果的に支援できる方策や支援の在り方について考察した。

①児童生徒の実態及び発達障害への対応状況に関するアンケート調査結果の再考察

2 (1) ③「児童生徒の実態及び発達障害への対応状況に関するアンケート調査の実施」の資料を対象者や校種別等観点を変えて集計し、独自の分析を試みた。

なお、質問内容に対して、1 (あてはまる) 及び2 (ややあてはまる) を該当する回答とした。

ア 児童生徒の状況（特別支援教育コーディネーター回答）

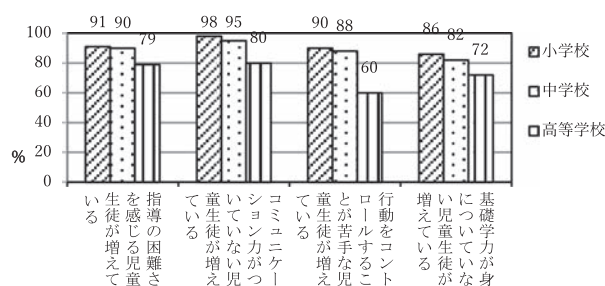


図1 児童生徒の状況

- ・多くの学校で学級づくりや授業づくりにおいて「指導の困難さを感じる児童生徒が増えている」と感じている。また、「コミュニケーション力の欠如を感じている」学校が多く小学校・中学校で顕著である。
- ・「感情のコントロールの苦手な生徒が増えている」と感じている高等学校は60%である。

イ 学級環境（特別支援教育コーディネーター回答）

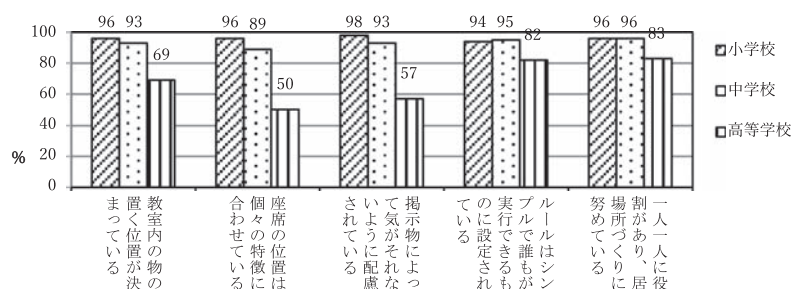


図2 学級環境の整備

- ・小学校・中学校ではほとんどの学校で教室内の整備がなされている。
- ・「ルールのシンプル化」や「居場所づくり」には80%を超える学校で対応している。
- ・高等学校で「物を置く位置、座席の配置や掲示物等への配慮」がなされている学校は50～70%程度にとどまっている。

ウ 授業における指導方法（特別支援教育コーディネーター回答）

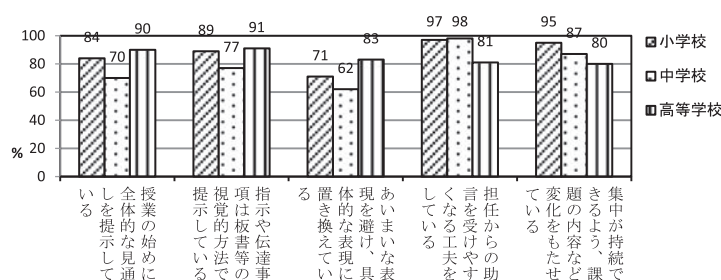


図3 授業における指導の工夫

- ・全般的に授業における指導面での工夫は進められているが、「あいまいな表現を具体的な表現に置き換える工夫をしている」学校は少なめである。

エ 気になる児童生徒への個別の配慮（特別支援教育コーディネーター回答）

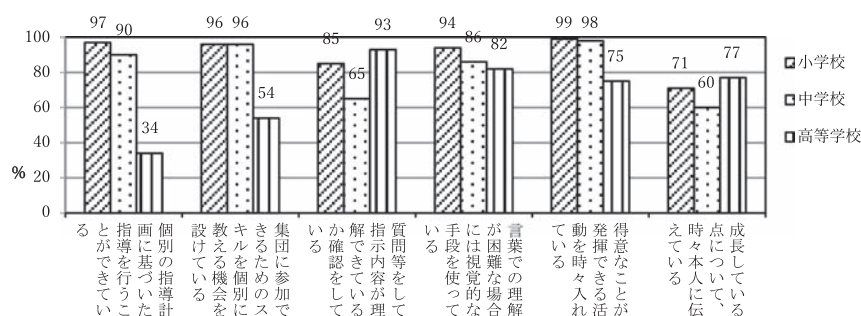


図4 気になる児童生徒への個別の配慮

- ・「個別の教育支援計画（指導計画）に基づいた指導」「集団に参加するための個別の指導」「得意なことを発揮するための指導」は、ほとんどの小学校・中学校で実施されている。一方で、「成長を本人に伝えること」を実施している学校は全校種で少なくなっている。
- ・「個別の教育支援計画（指導計画）に基づいた指導が行われている」高等学校は34%にとどまっている。また、「集団に参加できるための個別の指導を行っている」高等学校も54%と少ない。

オ 校内の研修・支援体制（校長回答）

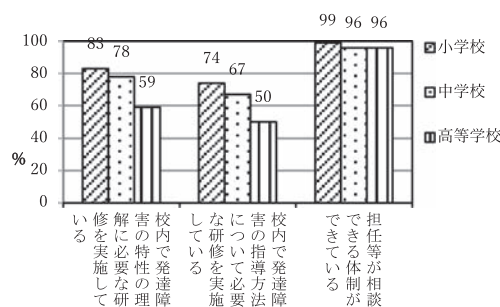


図5 校内の研修・支援体制

- ・「担任等が相談できる体制」はほとんどの学校で取られているが、「発達障害の特性の理解に必要な研修」や「発達障害の指導方法の研修」の実施率が低く、特に高等学校ではそれぞれ59%、50%となっている。

カ 気になる児童生徒への対応（校長回答）

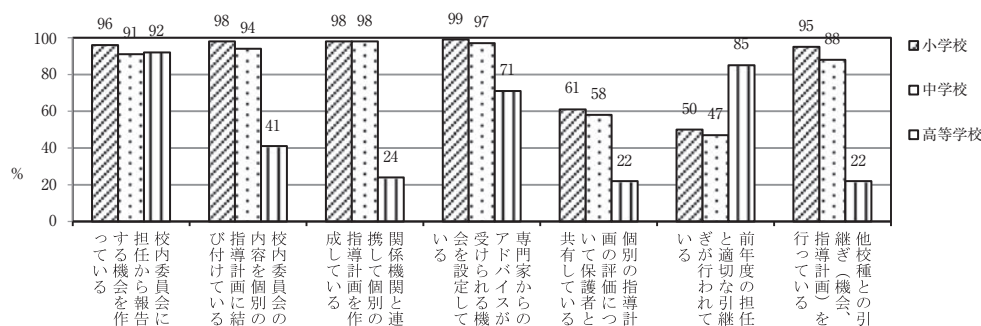


図6 気になる児童生徒への支援対応

- ・「校内での担任からの報告」は90%以上の学校で実施されている。「校内委員会の内容を個別の教育支援計画（指導計画）に結びつけている」「関係機関と連携して教育支援計画（指導計画）を作成している」「専門家からのアドバイスを得ている」「他校種との引継ぎの機会を設けている」学校は、小学校・中学校ではほ

ていない」との回答は、学年会議等で常時情報交換を行っており、特段引継ぎの場は設けていないためと解釈される。

- ・全体的に高等学校での特別支援教育への取組が今一步である印象が強い。この要因としては次の3点が考えられる。1点目は、このアンケート調査が公立志向の強い静岡県の公立高等学校を対象としたもので、入試をクリアして入学してきた生徒であることから高等学校での生活や学習において困難さを持っている生徒の在籍率が低いことが考えられる。また、学習や生活に困難さをもっている生徒は学校や学科の特性の違いにより在籍する学校が偏ることもあるため、質問によっては学校数でのカウントが少なくなっていることがある。これが学校間での差のない小学校・中学校での取組との差となっているものと考えられる。2点目は、高校生は身体的にも精神的にも成長しており、社会での生活に向けて自立が求められるため、高等学校での指導は本人の主体性によることが多い。あまり細かなことまではかまわないという風潮にもつながっている。したがって、何か特別のことがない限り必要以上に干渉することは少ないため、特別支援教育等に事前に全体として取り組むという意識は薄いことが考えられる。3点目は、高等学校では教科担任制が強まり、選択や習熟度別の授業が多くなるため、小学校や中学校と比べて学級単位での行動が少なく、生徒及び教師の学級や教室への意識が薄まっているのではないかとということである。図2、図3で、学級の整備や経営よりも授業の改善に力が入っていることからもうかがえる。結果として、小学校・中学校に比べて学級経営を基盤とした特別支援教育の意識が希薄になっているのではないかと考えられる。とはいえ、ユニバーサルデザインの考え方を生かした教育は発達障害のある生徒に限らずあらゆる生徒に対しての支援であることを意識することが必要であって、発達障害の確定は専門家でも難しく境界にも多くの生徒がいることを考えれば、当然の配慮である。校長のリーダーシップの下で、特別支援教育コーディネーターを核として、特別支援教育についての意識と理解を深めることに学校体制として取り組むことが必要であると考えられる。

②静岡県総合教育センターにおける取組に対する考察

- ・図7及び2(1)⑥の検証から、特に小学校では、研修会等でのリーフレットの活用がユニバーサルデザインの考え方を生かした教育や授業改善を進めるきっかけとなっている。それは、研修会への参加増や校内研修への要請が多かったことからもうかがえる。
- ・図7から、中学校や特に高等学校ではユニバーサルデザインの考え方を生かした教育の必要性は感じているものの、実践が伴っているとは言いがたい。発達障害への対応は中学校や高等学校でも喫緊の課題となっていることであり、困っている生徒のためにも早急に具体的な対策を講じていかなければならない。研究協力校においては、実践を通して、ユニバーサルデザインの考え方を生かした教育が教員の意識の変革と授業改善につながり、生徒の意欲や理解を深めることが具体的に報告されており、参考にして取り組みれば効果は期待できる。要は、いかにして取り組む体制を作るように仕掛けていくかである。
- ・リーフレットは1種類で、すべての校種に共通のものとして全教員に配布されたが、内容的にはどちらかという小学校に合ったものとなっているのではないかと考えられる。これは2(1)⑥の検証からも分かる。各校種でこれをベースに学校の状況や生徒の実態に合わせてアレンジして活用できればよいのだが、教員の負担を考えると難しい面もあるので、行政として校種別のリーフレットや校種別の活用マニュアルを用意するなど、具体的な対策を講じることが望まれる。
- ・発達障害のある児童生徒への対応を中心に考えてきたが、発達障害の認定は難しく、境界にいる児童生徒も少なくない。その児童生徒への支援をも考えるとき、ユニバーサルデザインの考え方を生かした教育は非常に効果的であると考えられる。授業に遅れがちな児童生徒への支援という点からも有効な手立てとなる。
- ・ユニバーサルデザインの考え方を生かした授業ではすべての児童生徒に合わせた指導になるが、一方で、理解の進んでいる児童生徒にとって物足りなさは残るのか不安は残る。研究協力校での協議においても中学校の教員から同様の意見が出されている。特に、学力の差が大きくなり、進路指導も関係する中学校や高等学校では、支援の対象となっていない生徒からこのような問題が不満として出されることも考えられる。小学校で取り入れやすいのはこのような問題が少ないからではないかとも思われる。このように校種の特性を十分に理解した上でそれぞれの校種で何を支援していくことが可能で効果的なのかを十分に把握して絞り込む

ことも必要であって、集団全体を考えると同時に個に応じた対応を柔軟に進めていく必要がある。

3 関係する行政機関における取組

これまで、学校教育における発達障害への対応について研究を進めてきたが、図6からは、保護者との情報の共有や他校種・関係機関との連携が十分でない実態が浮き彫りになってきている。

研究協力校での意見の中には、2(1)⑦の「教員の意識の変化」で挙げているように「小学校から高等学校まで、統一して指導していくことも大切なと思うようになった」というものがあつた。また、図6において「中学校から特別支援教育に関する個別の教育支援計画（指導計画）を受け取っているか」との問いに、「受け取っている」と答えた高等学校長はわずか22%であつた。また、「関係機関と連携して個別の教育支援計画（指導計画）を作成している」と答えた校長が、高等学校では24%であり、「個別の教育支援計画（指導計画）の評価について保護者と共有している」学校は、小学校で61%、中学校で58%、高等学校では22%であつた。これらの実態から関係機関や保護者との連携や情報の共有に課題があり、高等学校で顕著であつた。

学校教育は児童生徒の成長を中心となって担っているが、一方で関係する行政機関においても誕生から就学まで、さらには学校教育と並行して支援がなされている。このことが十分に理解されていないのではないかととも危惧される。個人情報秘匿性の問題もあるが、学校だけでは解決できない課題もあり、それぞれに専門性を持った関係機関と連携を図っていくことが児童生徒にとっても、教員にとっても有効である。

このようなことから、関係する行政機関の取組状況について確認し、学校との連携について考える。

なお、このことに関連して、総務省（2017）から、文部科学省及び厚生労働省に対し、自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害、学習障害などの「発達障害」のある児童生徒の早期発見や支援計画などの支援に関する行政評価・監視調査の結果に基づく改善勧告が出されているので、資料3～5を参照願いたい。

(1) 発達支援を推進するS市の取組

「障害児支援のあり方に関する検討会」の報告書「今後の障害児支援の在り方について～『発達支援』が必要な子どもの支援はどうあるべきか～」(2014 厚生労働省)において、重点的な基本理念として、①地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進と合理的配慮 ②障害児の地域社会への参加・包容を子育て支援において推進するための後方支援としての専門的役割の発揮 ③障害児本人の最善の利益の保障 ④家族支援の重視が挙げられている。また、地域における「縦横連携」を進めるために、ライフステージに応じた切れ目ない支援、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援とも連携した地域支援体制の確立等を挙げている。

市では、2013年3月に第3次障害福祉計画との整合性を図りながら「障害者計画」を策定し、障害のある子どもへの支援の施策として、①就学前障害児療育の充実 ②特別支援教育の充実 を掲げ実現を目指している。さらに2015年3月には「子ども未来応援プラン」を策定し、発達支援体制の充実として妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の充実を目指している。併せて、子育て応援課子ども相談係に発達相談担当の専門職（臨床心理士、発達心理士、保育士、保健師）を配置し支援の充実に努めている。さらに、2017年4月からは言語聴覚士を配置するとともに、教育との連携の重要性に鑑み、小学校長経験者も配置して学校等との連携を深めている。

学校を中心に発達障害への取組が進められている印象は強いが、学校で支援する期間は幼稚園から高等学校まで（3歳～18歳）で、保育所等も含め就学前の支援は行政機関が中心となっている。また、学校内のケース会議に専門家として関わったり、児童相談所で児童生徒を支援するなど、就学時でも行政機関と学校との関わりは大きい。このような実態を前提として、子どもたちと関係する機関が連携しながら、子どもたちのライフステージを通じての支援にどう取り組んでいくのが課題となっているのである。

関係する行政機関ではどのような取組がなされ、学校とどのように関わっているのかをS市の取組を通して考える。

① S 市（子育て応援課）の支援のあり方

2015 年 3 月に策定された、子ども・子育て支援事業計画「子ども未来応援プラン」で示されている発達支援の充実として、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制の充実を目指している。特に、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係者をメンバーとする「子どもの発達を支援するしくみを検討する会議」を設置して体制の整備に努めている。

②子どもの発達支援の基本的な考え方、視点と方向性

◎目標は「切れ目のない支援を目指して」である。

ア 早期発見と早期支援体制の充実として、「母子保健による早期発見、早期支援」「療育教室による早期支援」「障害性、課題性の顕著な子どもに対する早期療養」「体系的、持続的家庭支援・保護者の『気づき』の段階からの支援」等を掲げている。

イ ライフステージを通じた支援の体制整備として、「支援者の専門性の向上、専門職の確保」「幼保こども園における発達支援体制の整備」「中学校区単位（身近な場所）での支援体制の整備」「保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した地域支援体制の整備」「支援に係わる情報の共有化」等を掲げている。

③支援の現状（抜粋）

表 1 「S 市における子ども発達支援への取組（抜粋）」

担当課	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	小学校	中学校	高等学校
健康づくり課	赤ちゃん訪問	1歳6ヶ月児健康診査		3歳児健康診査					
	4ヶ月児健康診査		相談(2歳, 2歳6ヶ月)						
	7ヶ月児相談								
	10ヶ月児健康診査								
	養育支援訪問事業								
子育て応援課	育児サポーター		幼児ことばの相談						
	地域子育て支援センター			園巡回訪問 → 巡回相談					
			発達相談・発達検査						
学校教育課 (教育委員会)			親子学習会						
							通級指導教室		
							特別支援教育指導室		
							適応指導教室		
社会教育課 (教育委員会)							巡回相談		
							教育相談・発達相談等		
	子育て広場						学習支援・寺子屋事業		
								青少年相談	

【推進上の課題（「子どもの発達を支援するしくみを検討する会議」での意見）】

- ・保護者への対応について、「早い段階で保護者が子どもを理解することができる支援が必要である」「発達障害が顕著になったときの保護者への伝え方が難しい」「巡回相談時の保護者の情報提供の承諾を機会に専門機関につなげたいが、警戒心を持つ保護者もいる」「説明を間違えると学校への不信感となるため医療機関等につなげるのは教員ではない方が良い場合もある」「保護者には発達障害やその疑いから目を背けたいという思いがあるため結果として子どもの困り感が増大している」といった課題が挙げられている。
- ・学校との連携について、「幼稚園・保育所から小学校への引継ぎ内容が十分か疑問である」「特別支援教育に対する個の支援のあり方が学校や教員によって様々であり、他人任せになったり継続支援につながらないケースがある」「中学校での教科担任制では小学校での発達障害に合わせた指導を継続できていない場合があるため、小学校と中学校では支援の仕方が異なることがある」といった課題が挙げられている。

(2) S 市における取組に対する考察

- ・職員（小学校長経験者）からは、「早期対応の重要性が指摘されているが、早期に対応した児童と対応しなかった児童では小学校での表れ方が違う。具体的には、集団の中に“まぎれる”ことが容易になるということで、早く対応した児童ほど仲間に入っていくことが容易になっており、不登校、引きこもり、生徒指導上

の問題といった2次障害のリスクは減少している。その点からも、障害等の子どもの現状を保護者に理解してもらい受け入れてもらうことが重要なことで、年中、年長の子どもたちの保護者と話し、不安を解消してあげることが大切である。」と説明された。対応は早いほうがよいということが具体的な形で示され、理解できる。そのためには、保護者の理解を得ることがまず必要で、そのための上手な対応が求められるが、ここが発達障害への対応のスタートとなっていることを強く感じる。

- ・現在、臨床心理士、発達心理士、保育士、保健師、言語聴覚士、小学校長経験者でグループを組んで、幼稚園、保育所、学校を訪問して相談等に対応しており、それぞれの専門性が生かされている。特に、学校の事情を熟知している小学校長経験者が加わったことにより、学校からの信頼度が増して連携が円滑になり、相談も多く寄せられるようになっている。学校との連携を模索する中での効果的な取組例である。また、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーとも調整を図りながら多面的に支援しており、ここでは効果的かつ効率的に連携が進められている。なお、個別的教育支援計画（指導計画）の取扱いについては保護者の同意が必要であるため慎重にならざるを得ない。そのため、学校に渡っていても十分に活用されていないこともあるが、貴重な情報であるだけに有効な活用が望まれる。
- ・関係機関からの支援は学校や教員による指導とは少し異なっており、生活支援的な要素が強い。1人の子どもが生まれてから社会に出て自立するまでという長いスパンでとらえているところが特徴である。教員もこのような専門性や特性を十分に理解し、必要なときだけの連携ではなく、一歩先を行く連携であってほしいと考える。ただ、関係機関の支援は後方支援的な面も持つので、バランスのとれた連携が望まれる。

4 まとめ

(1) 総務省の勧告について

総務省の勧告に対しては、文部科学省も厚生労働省も共通して、これまでの取組を徹底することを通知している。つまり、手法としてはこれまでのものでよいのだが、十分に取組がなされていないということである。これらの指摘は、本研究における図6からも浮き彫りになっている。

(2) 通常の学級における発達障害のある児童生徒への対応について

静岡県総合教育センターでの実践研究の結果からも、ユニバーサルデザインの考え方を生かした教育の導入は発達障害のある児童生徒への対応として効果的であると考えられる。

[成果]

- ①教室の整備等の学級経営や授業における配慮により、発達障害のある児童生徒も安心して授業に参加することができている。その際に重要なことは、画一的ではなく、一人一人の特性をしっかりと把握しその児童生徒に合った支援を行うことである。
- ②ユニバーサルデザインの考え方を生かした授業は、発達障害のある児童生徒への特別な配慮だけでなく、すべての児童生徒に対する自然な支援となっている。発達障害は確定が難しく境界上の児童生徒もたくさんいる、また、障害ではないが理解に難があったり、ある特定のことが苦手だったり様々な困難を抱えながらも目立たない児童生徒にとっても大きな支援となっている。
- ③ユニバーサルデザインの考え方を生かした教育に取り組むことで、教員自身の意識が変わり組織としての学校の意識も変わる。新たな取組が意識改革と授業改善につながり、児童生徒の支援の充実につながっていく。

[課題]

- ①取組の少ない高等学校において教員の特別支援教育に対する意識をどのように高めていくか。
- ②特別支援教育への学校を挙げての取組や関係機関との連携をいかにして強化していくか。学校では校内で何とかしようとする意識が強く、また、学校への依頼が多くすべてを受け入れられないことから学校へのアプローチは難しくなっている。特に、特別支援教育に関しては秘匿性の高い個人情報に関係しているのでこれ

らを安易に広げていくことに抵抗感があるのも事実である。

- ③リーフレット「ユニバーサルデザインで みんな楽しい！みんな分かる！みんなできる！」（資料2）は理念を明確にして具体的に支援方法を示して作成されているが、構成がどちらかというと小学校向けのため、中学校や高等学校での使い勝手の悪さも感じられる。
- ④ユニバーサルデザインの考え方を生かした授業は、すべての児童生徒に対する自然な支援になっているが、一方で理解の進んでいる児童生徒にとっては物足りないものとなってしまうのだろうか。特に、中学校や高等学校での反応について検証が必要である。

(3) 就学前から子どもたちの発達を支えている行政機関の対応について

就学前から子どもたちの発達を支えている行政機関では、すべての子どもたちに幸福と社会的援助を提供するという理念に基づいて支援を行っている。

[取組]

- ①就学前の子どもたちへの支援は手厚く行われている。検診・訪問・相談活動に積極的に取り組んでおり、幼稚園・保育所やこども園での指導を中心に、「切れ目のない支援を目指して」発達障害の早期発見、早期支援、持続的家庭支援など子どもの支援と保護者の支援を行っている。この時点での保護者対応が小学校・中学校の指導に引き継がれていくもので、非常に重要な対応である。
- ②ある特定の時期だけでなく、ライフステージを通じた支援の体制整備を目指しており、「中学校区単位（身近な場所）での支援体制の整備」「保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した地域支援体制の整備」「支援に係わる情報の共有化」などが、目標として挙げられ、縦軸、横軸とネットワークを張りめぐらしながら、まちづくりとして取り組んでいる。

[課題]

- ①保護者への対応に粘り強く取り組んでいるが、発達障害は保護者の思いもあって微妙な問題なので、対応には慎重を要する。発達障害が顕著になったときの保護者への伝え方には難しさがある。
- ②幼稚園・保育所から小学校への個人情報の引継ぎや発達障害のある子どもへの支援のあり方が学校や教員によって様々であり対応に不安を感じている関係者も多い。学校と関係機関との連携や情報交換の方法や在り方についての具体的な検討を行う必要性が生じている。

(4) 今後の方向性

喫緊の課題である発達障害への対応については、静岡県総合教育センターでの研究を通して、ユニバーサルデザインの考え方を生かすという新しい方向が示された。このような方向に沿って学校では学校や児童生徒の実態に応じた独自の取組を進めていくことで、発達障害への対応が進められていくものと考えられる。また、行政機関においても、アプローチの仕方は異なるが、困り感のある児童生徒に就学前から関わって支援している実態を踏まえ、学校と連携してそれぞれの専門性を生かすことでより大きな支援効果を生み出すことが期待される。そのためにはそれぞれが、お互いを理解し、信頼して受け入れ、情報を共有していくこと、そしてそれぞれの役割を明確にしていくことが重要である。どうしたらお互いに齟齬なく、そして負担なく受け入れられるのかについて具体的に考え手を打たなければならない時がきているのではないかと思う。

発達障害への対応について、以下に方向性をまとめる。

- ①校長のリーダーシップの下、学校が一丸となってインクルーシブ教育システムやユニバーサルデザインの考え方を生かした教育を推進することが発達障害への対応として有効である。そのためには、特別支援教育コーディネーター等が推進の核（キーパーソン）となって必要な研修や実践を進め、理念や支援方法等について共通の理解を深めることが必要である。支援方策として、学校が一丸となって取り組むための体系的な施策の展開が望まれる。
- ②ユニバーサルデザインの考え方を生かした教育の理念は各校種に共通しているが、児童生徒の発達段階や実態、学校の状況はそれぞれに異なっているので、校種（発達段階）や実態に応じた支援方法のモデルやマニ

ュアルを示していくことが必要である。また、各学校においては理念等基本的な事項を踏まえて学校独自の支援方法を検討し、学校の状況や個に応じて柔軟に対応していくことが求められる。

- ③教員は、子どもたちの支援はライフステージを通して行われることを念頭に置き、個別的教育支援計画（指導計画）に基づいた具体的な支援方策について、関係機関と情報交換の機会を持つなどして共通認識を持ち、それぞれの専門性を生かした支援を進めていく必要がある。イニシアティブは学校がとってよい。
- ④学校と関係する行政機関等が円滑に連携を進めていくためには、コーディネートする役割を担う人材（キーパーソン）が必要であり、教員経験者等がその役割を担うことも一方策である。

補足になるが、大学の教職員を対象とした研修会において「情報提供等高等学校との連携が求められている」との意見も出されており、発達障害への対応について、大学においてもそれぞれの大学に応じた対応を検討しなければならない段階に来ているのではないかと考える。

【註】

- ※1 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「『発達障害』の用語の使用について」平成19年3月15日による。
- ※2 リーフレット「ユニバーサルデザインで みんな楽しい！みんな分かる！みんなできる！」のファイル及び活用の仕方が分かる動画は静岡県総合教育センターHP「授業のユニバーサルデザイン」のページ内（http://www.center.shizuoka-c.ed.jp/UD_katsuyo/）に掲載している。

【参考・引用文献】

- ・静岡県総合教育センター専門支援課特別支援班「授業改善に活用できるユニバーサルデザインの考え方を生かした授業づくりモデルの提案」平成26年度「研究紀要」第19号 2014年3月
- ・静岡県総合教育センター専門支援課特別支援班「授業改善に活用できるユニバーサルデザインの考え方を生かした授業づくりモデルの提案（2年次）」平成27年度「研究紀要」第20号 2015年3月
- ・静岡県総合教育センター リーフレット「ユニバーサルデザインで みんな楽しい！みんな分かる！みんなできる！」2014年3月
- ・特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議「今後の特別支援教育の在り方について（最終答申）」及び文部科学省「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査結果」2003年3月28日
- ・文部科学省「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査結果」2012年12月5日
- ・総務省「発達障害者支援に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」2017年1月20日
- ・文部科学省「発達障害者支援に関する行政評価・監視の結果（勧告）に基づく対応について」2017年6月22日、厚生労働省「障害のある子供に対する保育について」2017年6月22日
- ・S市「S市の発達支援に関する報告～現状課題と今後の方向性～」2017年2月

資料1 通常の学級における特別支援教育の推進に係る調査票（一部）

【調査表2】				
①の調査項目は、学級経営及び授業に関する内容です。特別支援教育コーディネーターが、直接の指導（特別支援教育コーディネーターの支援で働いていない）について御回答ください。				
②各質問項目の回答欄には、1・2・3・4・5が記入されています。当てはまる数字に○印を付けてください。				
質問項目	1(とても少ない)	2(やや少ない)	3(やや多い)	4(とても多い)
概 況				
1 学級づくりや授業づくりにおいて、指導の困難さを感じる児童生徒が増えている		1・2・3・4		
2 学習スキルが伸びていない児童生徒が多くなって		1・2・3・4		
3 コミュニケーション力が伸びていない児童生徒が多くなって		1・2・3・4		
4 行動をコントロールすることが苦手な児童生徒が多くなって		1・2・3・4		
5 基礎的な学習内容が身につけていない児童生徒が多くなって		1・2・3・4		
6 特別支援教育の考え方を活用することで、授業改善を図ることができるか（把握）		1・2・3・4		
学級環境				
7 教室内の物について、一つ一つ置く位置が決まっている		1・2・3・4		
8 教材の置き方や置きかたが一日で変わるようになっている		1・2・3・4		
9 座席の位置は学年ごとの格別な組合せのものになっている		1・2・3・4		
10 教室内の掲示物によって気づけられたりしないように配慮がされている		1・2・3・4		
11 フラッシュのルールは、シンプルで誰もが実行できている		1・2・3・4		
12 フラッシュは、一人一人が役割あり、両面掲示づくりに努めている		1・2・3・4		
授業における指導方法				
13 授業の初めに内容の進め方について主体的な見解を示す		1・2・3・4		
14 指示や伝達事項は、言語等の簡便な方法だけでなく、板書等の視覚的方法で提示するようにしている		1・2・3・4		
15 体系的な説明、あるいは板書で表を並べた上、具体的な表紙に書き添える工夫をしている		1・2・3・4		
16 分からないことのある児童生徒が、担任からの助言を聞きながら学ぶ工夫をしている		1・2・3・4		
17 どの児童生徒も発表できる機会をもてるような工夫がされている		1・2・3・4		
18 集団の維持が可能なように、課題の内容や取り組み方に少しずつ変化をさせている		1・2・3・4		
19 ワークシート等を使用して学習の進め方、段取りが分かるようにするよう工夫している		1・2・3・4		
学年ごとの児童生徒への個別対応				
20 個別の指導計画に基づいた指導を充分に行っているかどうか定めている		1・2・3・4		
21 教材内容について習得レベルが把握されている		1・2・3・4		
22 集団に参加できるための本人に合ったスキルを個別に教える機会を設けている		1・2・3・4		
23 場面内では聞くばかりでなく、具体的な活動を取り入れている		1・2・3・4		
24 始末、質問等をして指し示す内容で理解できているかどうか確認している		1・2・3・4		
25 言葉だけでは説明で理解できない児童生徒に対し、視覚的支援（図表）を併用している		1・2・3・4		
26 手紙の不用意な送達、運動の苦手さから学習参加の拒否などが起こらないように配慮している		1・2・3・4		
27 困難なことが発生している動きを察入している		1・2・3・4		
28 本人の成長している点について、時々本人に伝える機会を設けている		1・2・3・4		
29 学生生活の中で働いていることについて相談に乗る機会を設けている		1・2・3・4		
ユニバーサルデザインについて				
30 ユニバーサルデザインの考え方を活用した授業づくり（又は学校づくりに）について、研修（又は学校経営）に取り組んでいる 1・2・3・4・5 31.34 4・5 32.33.34 4・5		1・2・3・4		
31 ユニバーサルデザインの考え方を取入れることで授業改善が図れている		1・2・3・4		
32 こまめに、学校教育における「ユニバーサルデザイン」について学習している		1・2・3・4		
33 ユニバーサルデザインを授業の活用手段に活用している（又は学校づくりに、学校づくりに）について、研修（又は学校経営）に取り組んでいる		1・2・3・4		
34 発達障害等の特性を踏まえた指導や支援方法を教職員が学び、機会が設けられている		1・2・3・4		
イクスピアシズ教育システムについて				
35 「社会の形成に必要に応じて南宮市学習支援センターが開設された時の特定支援教育の推進（報告）」（平成24年7月2日文部科学省学習指導要領分科会）の内容を知っている		1・2・3・4		
36 「積極的保護課長」と「合理的配慮」について理解している		1・2・3・4		

御協力ありがとうございます

資料2 リーフレット「ユニバーサルデザインで みんな楽しい！みんな分かる！みんなできる！」

ユニバーサルデザインで みんな楽しい!みんなが育ち!みんなできる!

このシリーフレットは、特別な支援を要する児童生徒が小学校や中学校、高等学校、特別支援学校等の適切な学び環境を確保するために作成しました。児童生徒の学びが「みんなの学び」であることができるといいですね。児童が自ら学びが「知っている範囲の学び」になりながら、大人からは、全児童が授業に参加し、共に学びが実現することを目指し、そのために、全ての児童生徒が持つことへの学びが大切になるユニバーサルデザインになります。

「生活づくり」 「授業づくり」のポイント

生活づくり

生活しやすい環境づくり

- ① 教室の環境整備をする
- ② 学習の準備の仕方を決める
- ③ 学級内のルールを「見える化」する
- ④ 誰かが学級づくりを進める
- ⑤ 個別の支援
 - ①→⑤以外にも、必要事項は、周囲の理解を得ながら個別の支援をします。

生活しやすい環境づくりは、学級だけでなく、学校、学校で共通理解を築いていくことが大切です。目的が明確、誰かが進めることと児童生徒によって進める側面により異なります。児童生徒の学びが育ちにつながることを意識し、チェック項目の内容を踏まえ、児童生徒の特性や発達機能から学級内にないものとしたこととあわせていきます。その時は、他の児童にわたって個別の支援をします。

授業づくり

「分かる」「できる」授業づくり

- ① 教員の話し方、発問、指示の工夫
- ② 板書やノート、ファイルの工夫
- ③ 教材・教材の工夫
- ④ 気になる児童生徒の視点に立って授業を見直す

焦点化 視覚化 共有化

慣習や教員がするべきである授業では、児童生徒が「何を学ぶべきか」「何を覚えるべきか」「何を覚えるべきか」がわからず、授業がうまく進まない。授業の目的や目標がわからず、授業がうまく進まない。授業の目的や目標がわからず、授業がうまく進まない。

個別の支援

①→④以外にも、特性や学習の状況から個別の支援を必要とする児童生徒は、授業開始前やフィードバックの機会において支援します。さらに必要に応じて、個別に時間を確保して指導・支援します。

生活づくり

生活しやすい環境づくり

- ① 教室の環境整備をする
- ② 学習の準備の仕方を決める
- ③ 学級内のルールを「見える化」する
- ④ 誰かが学級づくりを進める
- ⑤ 個別の支援
 - ①→⑤以外にも、必要事項は、周囲の理解を得ながら個別の支援をします。

生活しやすい環境づくりは、学級だけでなく、学校、学校で共通理解を築いていくことが大切です。目的が明確、誰かが進めることと児童生徒によって進める側面により異なります。児童生徒の学びが育ちにつながることを意識し、チェック項目の内容を踏まえ、児童生徒の特性や発達機能から学級内にないものとしたこととあわせていきます。その時は、他の児童にわたって個別の支援をします。

授業づくり

「分かる」「できる」授業づくり

- ① 教員の話し方、発問、指示の工夫
- ② 板書やノート、ファイルの工夫
- ③ 教材・教材の工夫
- ④ 気になる児童生徒の視点に立って授業を見直す

焦点化 視覚化 共有化

慣習や教員がするべきである授業では、児童生徒が「何を学ぶべきか」「何を覚えるべきか」「何を覚えるべきか」がわからず、授業がうまく進まない。授業の目的や目標がわからず、授業がうまく進まない。授業の目的や目標がわからず、授業がうまく進まない。

個別の支援

①→④以外にも、特性や学習の状況から個別の支援を必要とする児童生徒は、授業開始前やフィードバックの機会において支援します。さらに必要に応じて、個別に時間を確保して指導・支援します。

資料3 「発達障害者支援に関する行政評価・監視結果に基づく勧告（抜粋）」

(2017 年 1 月 20 日 総務省行政評価局)

「発達障害の早期発見」

- ・乳幼児健診における発達障害が疑われる児童の発見のための市町村の取組実態を把握するとともに、発達障害が疑われる児童の早期発見に資するよう、有効な措置を講ずること。（厚生労働省）
- ・就学時健診時における発達障害の発見の重要性を改めて周知徹底するとともに、就学時健診における具体的な取組方法を示すこと。（文部科学省）

「適切な支援と情報の引継ぎ」

- ・保育所及び学校において、一律の基準によって支援計画及び指導計画の作成対象を限定するのではなく、個々の児童生徒の特性や状態を踏まえ、支援が必要な児童生徒に対して着実に作成されるよう、作成対象とすべき児童生徒についての考え方を示すこと。（文部科学省、厚生労働省）
- ・乳幼児健診の結果等の進学先への引継ぎの重要性を周知し、積極的な引継ぎを促進すること。（厚生労働省）

- ・保育所・幼稚園から大学・就労先までの各段階において、発達障害児に対する必要な支援内容等が文書により適切に引き継がれるよう、具体例を挙げて周知すること。（文部科学省，厚生労働省）

資料4 「発達障害者支援に関する行政評価・監視の結果（勧告）に基づく対応について（通知）（抜粋）」

（2017年6月22日 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課，健康教育・食育課）

- ①就学時健診や日々の行動観察において発達障害の早期発見に十分に留意し，早期支援に努めること。
- ②各学校において，個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成するに当たっては，医師の診断がある児童等のみを対象としたり，通常の学級の児童等については対象としない等，画一的な基準によって作成対象を限定するのではなく，個々の児童等の障害の特性や状態等を踏まえ，教育上の支援が必要な児童等に対して作成するよう努めること。
- ③当該児童等の支援内容や指導内容等を，家庭や地域，医療，福祉，保健，労働等の関係機関と共有したり，進学先の学校等へ引き継ぐために個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成・活用すること。これらの計画を進学先等に適切に引き継ぐよう努めること。その際には，本人や保護者に対し，その趣旨や目的を丁寧に説明して理解を得，第三者に引き継ぐ旨についてもあらかじめ引継ぐ先や内容などの範囲を明確にした上で同意を得ておくこと。中学校から高等学校，高等学校から大学等への情報の引継ぎが円滑に進むよう，関係部局・機関における積極的な連携を図ること。
- ④児童福祉部局や保育所と連携し，適切に情報共有するよう努めること。

資料5 「障害のある子どもに対する保育について（通知）（抜粋）」

（2017年6月22日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課）

- ①障害のある子どもの保育を指導計画の中に位置付け，見通しを持って保育すること。
- ②家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図るとともに，保護者に対する個別の支援に努めること。
- ③保育所に入所している子どもの就学に際し，子どもの育ちを支えるための資料が保育所から小学校へ送付されるようにすること。
- ④教育委員会等と適切に情報共有するよう努めること。